国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。
（平成19年規則第32号　19.9.28事務局長決裁）

改　　正

〔省略〕

別表第１（第３条関係）

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範囲	
		旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長	〔省略〕		当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	現職教員研修支援センター長		
	学生相談センター長		
	学生キャリア支援センター長	学生キャリア支援センターに所属する職員	
	副学長（研究等担当）	附属学校運営参事，各附属学校長及び附属幼稚園長	
	〔省略〕		

附　則

この規則は，平成19年10月１日から施行する。

現　　行

〔省略〕

別表第１（第３条関係）

旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分

旅行命令権者	権限の受任者	範囲	
		旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長	〔省略〕		当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	現職教員研修支援センター長		
	（新設）		
	（新設）		
	副学長（研究等担当）	附属学校運営参事，各附属学校長及び附属幼稚園長	
	〔省略〕		